

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2021年12月17日
【計算期間】 第8期(自 2020年9月18日至 2021年9月17日)
【ファンド名】 東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド
円コース(年1回決算型)
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド
米ドルコース(年1回決算型)
【発行者名】 東京海上アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 後藤 俊夫
【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】 尾崎 正幸
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】 03-3212-8421
【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

基本的性格

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）
商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		
その他資産（投資信託証券 (債券(その他債券))）		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		なし
		エマージング		

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース(年1回決算型)

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信 その他資産 () 資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		なし
その他資産(投資信託証券 (債券(その他債券)))		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	M M F（マネー・マネジメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「M M F等の運営に関する規則」に定められるM M Fをいいます。
	M R F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「M M F等の運営に関する規則」に定められるM R Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

	公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各 国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機 関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として 投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行す る社債に主として投資する旨の記載があるものをいいま す。
	その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債 以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをい いします。
	格付等クレ ジットによる 属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発 行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確 な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に 加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信	目論見書または投資信託約款において、主として不動産 投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、主として株式、 債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるも のをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資 対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載が あるものをいいます。
		目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資 対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨 の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がない ものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する 旨の記載があるものをいいます。
	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する 旨の記載があるものをいいます。
	年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する 旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する 旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月） 決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨 の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象 地域	グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの をいいます。
	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの をいいます。
	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載がある ものをいいます。
	欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載がある ものをいいます。
	アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨 の記載があるものをいいます。
	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載 があるものをいいます。
	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があ るものをいいます。

	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

信託金の限度額

信託金限度額は、信託約款の定めにより各2,000億円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

ファンドの特色

1

世界の金融機関が発行するハイブリッド証券等を主要投資対象とします。

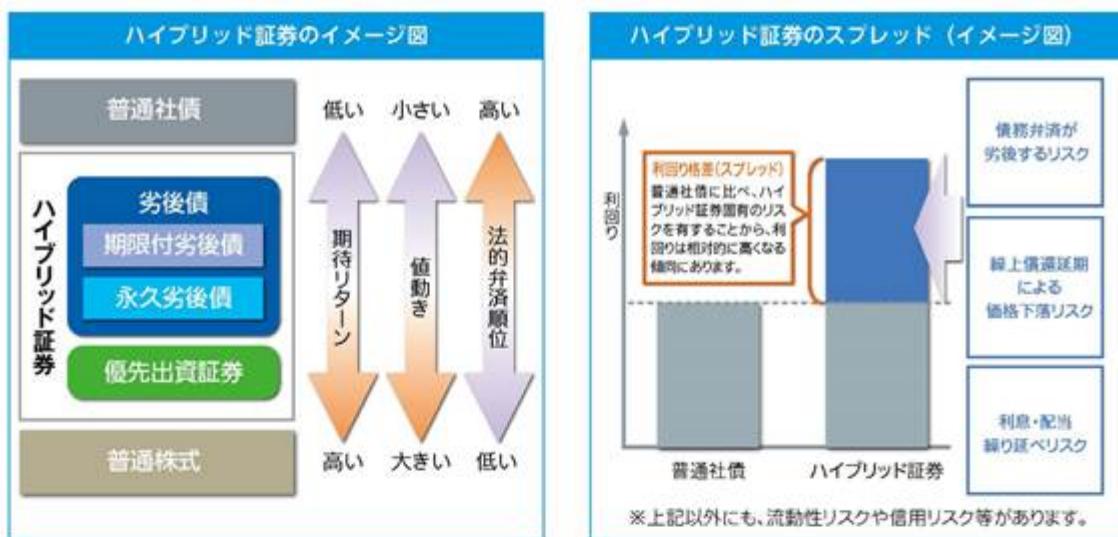
- 世界の金融機関が発行するハイブリッド証券等を主要投資対象とする円建ての外国投資信託「東京海上ストラテジック・トラスト－東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド」(以下「外国投資信託」といいます。)と、円建ての国内籍の投資信託である「東京海上マネーマザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

● ハイブリッド証券とは

- ハイブリッド証券とは「資本」と「負債」の性格を併せ持った証券で、具体的には、劣後債(期限付劣後債、永久劣後債)、優先出資証券等があります。
- ハイブリッド証券は「満期償還」「繰上償還」「利息(または配当)」等が定められていることから債券(発行体にとっての「負債」)に類似した性格を持つ一方で、普通社債と比較して債務不履行(デフォルト)時の支払い順位が劣後する点や発行体を取り巻く経済状況等により利息(または配当)の支払いの繰り延べまたは停止や繰上償還が延期されることがある点等から、発行体にとっては「資本」としての性格を併せ持っており、株式と債券の中間に位置すると考えられます。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



劣後債：発行体の経営破たん時に、借入金や普通社債等よりも債務弁済の順位が劣る債券のこと。その分、普通社債等に比べて利率が高くなります。償還期限に定めのない「永久劣後債」と、償還期限がある「期限付劣後債」があります。

優先出資証券：配当や残余財産請求権(企業が解散する際に、負債<他人資本>を返済し、なお財産が残る場合、株主はその持ち株数に応じて残った財産の分配を受けることができるという権利)が普通株に対して優先される優先株に類似した性質を持つ有価証券です。

※上記は、ハイブリッド証券に関する一般的な内容を示したものであり、必ずしもすべてを表すものではありません。
ハイブリッド証券には、金融監督当局が発行体を実質破たん状態にあると判断した場合、元本が削減される場合があります。(一部のハイブリッド証券については、発行体の判断や財務状況等の要因により元本が削減される場合や株式に転換される場合等があります。)

2

投資対象は取得時において投資適格（BBB格）相当以上を有するものとします。

- 外国投資信託が投資対象とするハイブリッド証券等は、取得時において、ムーティーズ社、S&P社、フィッチ社(2021年9月末時点)のいずれかより投資適格相当以上の格付けを取得しているハイブリッド証券等に限ります。

※取得後に格付けが投資適格相当未満に下がった場合においても、個別銘柄分析等による投資判断に基づいて当該銘柄の保有を継続する場合があります。

格付け（S&P社）と信用力	
投資適格債	AAA
高	AA
	A
	BBB
	BB
	B
	CCC
	CC
	C
低	D

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3

「東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド」は、
「円コース（年1回決算型）」と「米ドルコース（年1回決算型）」
から構成されます。

- ・「円コース（年1回決算型）」においては、投資対象である外国投資信託の組入資産について、原則として対日本円での為替ヘッジを行います。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
- ・「米ドルコース（年1回決算型）」においては、投資対象である外国投資信託の組入資産について、原則として「原資産通貨売り／米ドル買い」の為替取引を行います。
- ・「円コース（年1回決算型）」の対日本円での為替ヘッジおよび「米ドルコース（年1回決算型）」の米ドルでの為替取引は外国投資信託において行います。
- ・「円コース（年1回決算型）」と「米ドルコース（年1回決算型）」間でのスイッチングはできません。

4

ハイブリッド証券等の実質的な運用は「Allianz Global Investors GmbH」（アリアンツGI社）の英国支店が行います。

- ・外国投資信託におけるハイブリッド証券等の運用の指図（米ドル以外の通貨建資産の対米ドルでの為替取引を含みます。）は「アリアンツ GI 社」が行います。
- ・外国投資信託における日本円クラスの対日本円での為替ヘッジは、「東京海上アセットマネジメント」が行います。

Allianz Global Investors GmbH

アリアンツGI社は、世界有数の保険会社であるアリアンツ社の系列投資顧問会社として、グローバルに投資を行っており、アリアンツGI社のグローバル債券運用担当のチームが運用を行います。

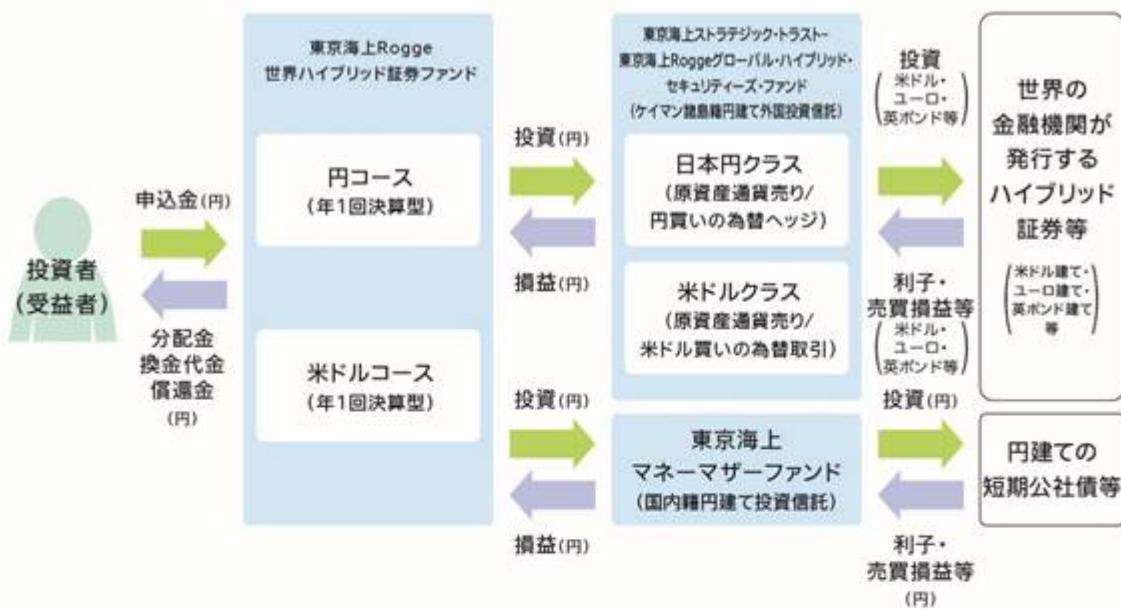
- ・グローバル債券運用に特化したプロフェッショナル集団です。
- ・経験豊富なシニアファンドマネージャーを中心に、グローバルに社債の調査、分析を行うアナリストチームとともに、チーム運用を行っています。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

- ・ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



※「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数の投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行う方式です。

- ・外国投資信託において、米ドル建以外のハイブリッド証券等に関しては、原則として原資産通貨売り／米ドル買いの為替取引を行った上で、「日本円クラス」では米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行います。

主な投資制限

株式 株式への直接投資は行いません。

外貨建資産 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

分配方針

◎年1回決算を行います。

- 9月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

《イメージ図》

決算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配												

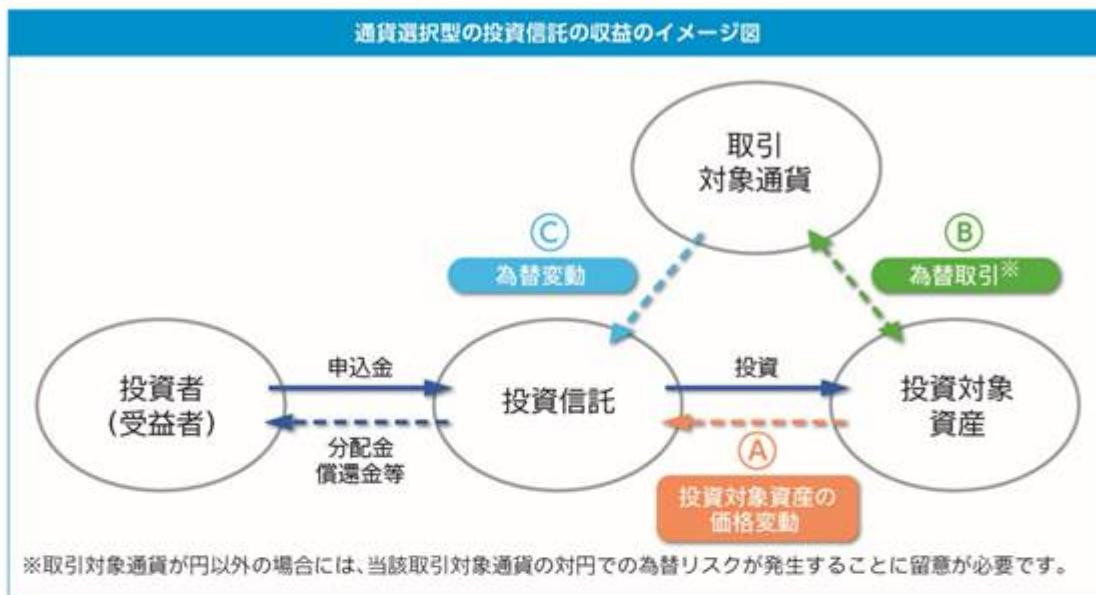
- ①上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。
実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

通貨選択型の投資信託の収益のイメージ

- 通貨選択型の投資信託は、株式や債券等といった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。「米ドルコース(年1回決算型)」が該当します。



- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。
これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

収益の源泉	(A)	(B)	(C)
	利子・配当収入、投資対象資産の値上がり/値下がり	為替取引によるプレミアム/コスト	為替差益/差損
収益を得られるケース	<ul style="list-style-type: none"> 金利の低下 ハイブリッド証券等の価格の上昇 	<ul style="list-style-type: none"> 取引対象通貨の短期金利 > 投資対象資産の通貨の短期金利 プレミアム(金利差相当分の収益)の発生 	<ul style="list-style-type: none"> 円に対して取引対象通貨高(円安) 為替差益の発生
損失やコストが発生するケース	<ul style="list-style-type: none"> ハイブリッド証券等の価格の下落 金利の上昇 発行体の信用状況の悪化 	<ul style="list-style-type: none"> コスト(金利差相当分の費用)の発生 取引対象通貨の短期金利 < 投資対象資産の通貨の短期金利 	<ul style="list-style-type: none"> 為替差損の発生 円に対して取引対象通貨安(円高)

※「取引対象通貨」と「投資対象資産の通貨」が同一通貨の場合、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)や為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)は発生しません。

※新興国通貨の場合等は、為替取引によるプレミアム/コストに金利差がそのまま反映されない場合があります。

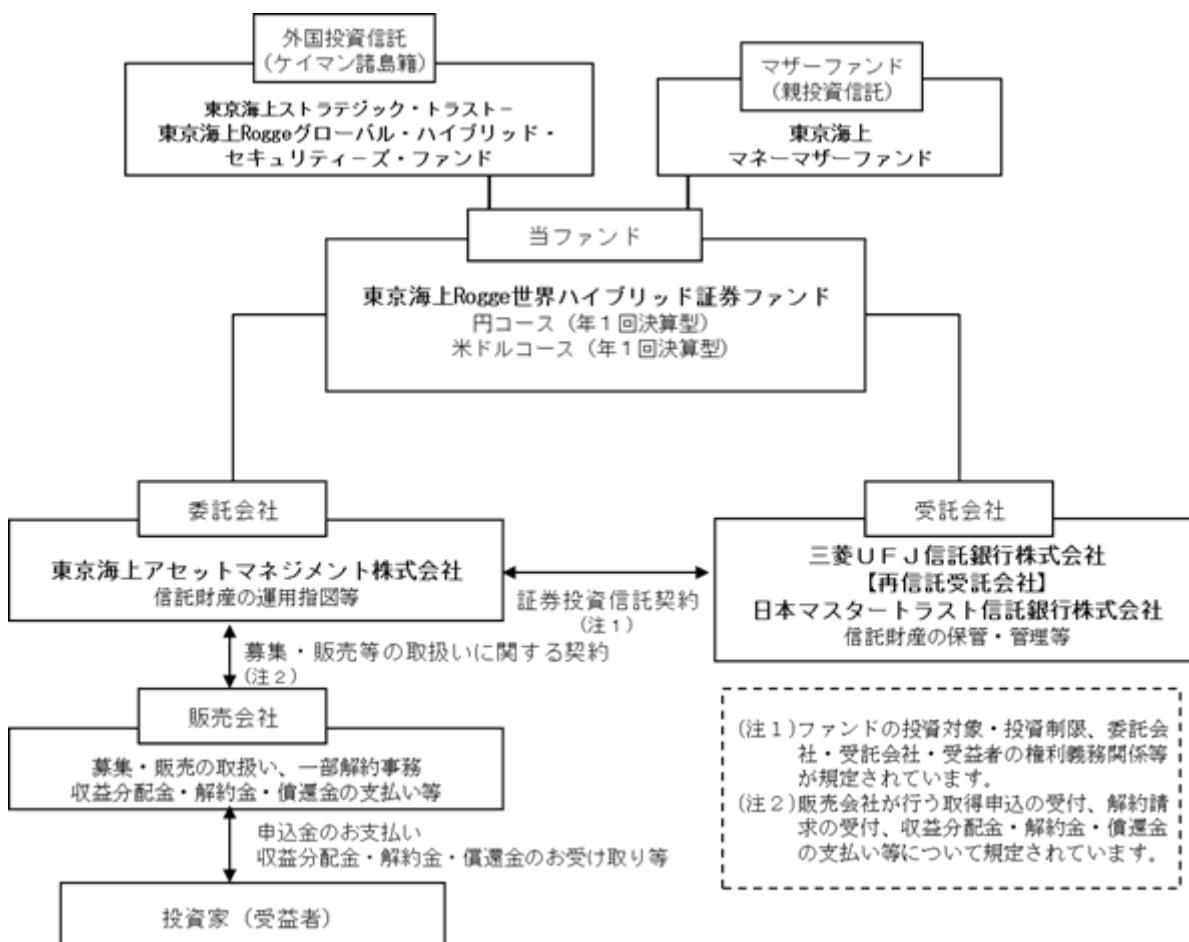
※為替市場における需給の影響等によっては、為替取引によるプレミアム/コストが金利差相当分とは異なる水準となる場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

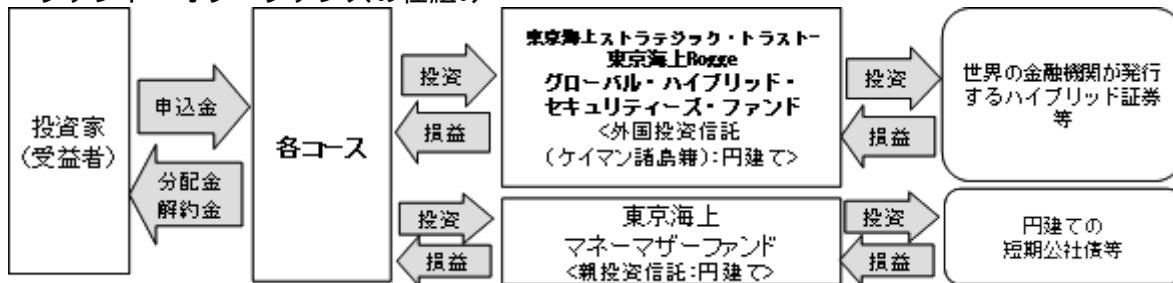
2013年11月13日 ファンドの設定、運用開始
2020年12月18日 信託期間を「2024年9月17日まで」から「2026年9月17日まで」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>



委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円 (2021年9月末日現在)
- ・会社の沿革

1985年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立

1987年2月 投資顧問業者として登録

同年6月 投資一任業務認可取得

1991年4月 国内および海外年金の運用受託を開始

1998年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得

2007年9月 金融商品取引業者として登録

2014年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更

2016年10月 東京海上不動産投資顧問株式会社と合併

・大株主の状況 (2021年9月末日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

1. 基本方針

安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

主に世界の金融機関が発行するハイブリッド証券（劣後債、優先出資証券など）等を投資対象とする外国投資信託「東京海上ストラテジック・トラスト - 東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド」の受益証券と、主に円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパー等に投資する親投資信託「東京海上マネーマザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

外国投資信託「東京海上ストラテジック・トラスト - 東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド」の受益証券および親投資信託「東京海上マネーマザーファンド」の受益証券への投資を通じて、世界の金融機関が発行するハイブリッド証券等に実質的に投資します。

運用にあたっては、上記の投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）のうち、「東京海上ストラテジック・トラスト - 東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド」の組入比率を高位に保つことを基本とします。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）

有価証券

金銭債権（に掲げるものに該当するものを除きます。）

約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

2. 委託会社は、信託金を、主として次の(1)および(2)に掲げる投資信託証券ならびに(3)から(6)に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1)

コース名	投資対象（外国投資信託）
円コース (年1回決算型)	東京海上ストラテジック・トラスト - 東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド - 日本円クラス
米ドルコース (年1回決算型)	東京海上ストラテジック・トラスト - 東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド - 米ドルクラス

(2) 「東京海上マネーマザーファンド」の受益証券

(3) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

(4) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(3)の証券の性質を有するもの

(5) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

(6) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記(5)の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

3. 委託会社は、信託金を、上記2.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(1) 預金

(2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(3) コール・ローン

(4) 手形割引市場において売買される手形

4. 上記2. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<参考情報>当ファンドが投資対象とする投資信託証券について

東京海上ストラテジック・トラスト - 東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド (日本円クラス / 米ドルクラス) 正式名称 : Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund	
形態	ケイマン諸島籍契約型外国投資信託 / 円建て
運用方針	世界の金融機関が発行するハイブリッド証券等を主要投資対象とし、安定したインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目指します。また、為替取引を用いて、各クラスで定められた通貨（日本円クラス = 日本円、米ドルクラス = 米ドル）への投資効果を追求します。
主な投資制限	原則として、純資産総額の10%を超える借入人は行わないものとします。
収益分配	原則として、毎月分配を行います。
信託期間	原則として2026年9月10日まで
決算日	原則として毎年2月末日
信託報酬等	ファンドの純資産総額に対し年率0.667%を乗じて得た額が投資顧問会社、副投資顧問会社、管理会社、副管理会社、保管銀行ならびに事務代行会社への報酬の合計額としてファンドから支払われます。またファンドの純資産総額に対し年率0.01%（ただし、年額10,000米ドルを下回らないものとします。）を乗じて得た額が受託会社への報酬としてファンドから支払われます。この他、ファンドは、ファンドの設立に係る費用（ファンドの3会計期間にわたり償却）、組入有価証券の売買委託手数料等の取引に要する費用、組入有価証券の保管に要する費用、信託財産に関する租税、監査報酬、法的費用等を負担します。
関係法人	受託会社 : FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited 管理会社、保管銀行、事務代行会社 : ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行 S.A. 副管理会社 : MUFG ルクスマネジメントカンパニー S.A. 投資顧問会社 : 東京海上アセットマネジメント株式会社 副投資顧問会社 : Allianz Global Investors GmbH

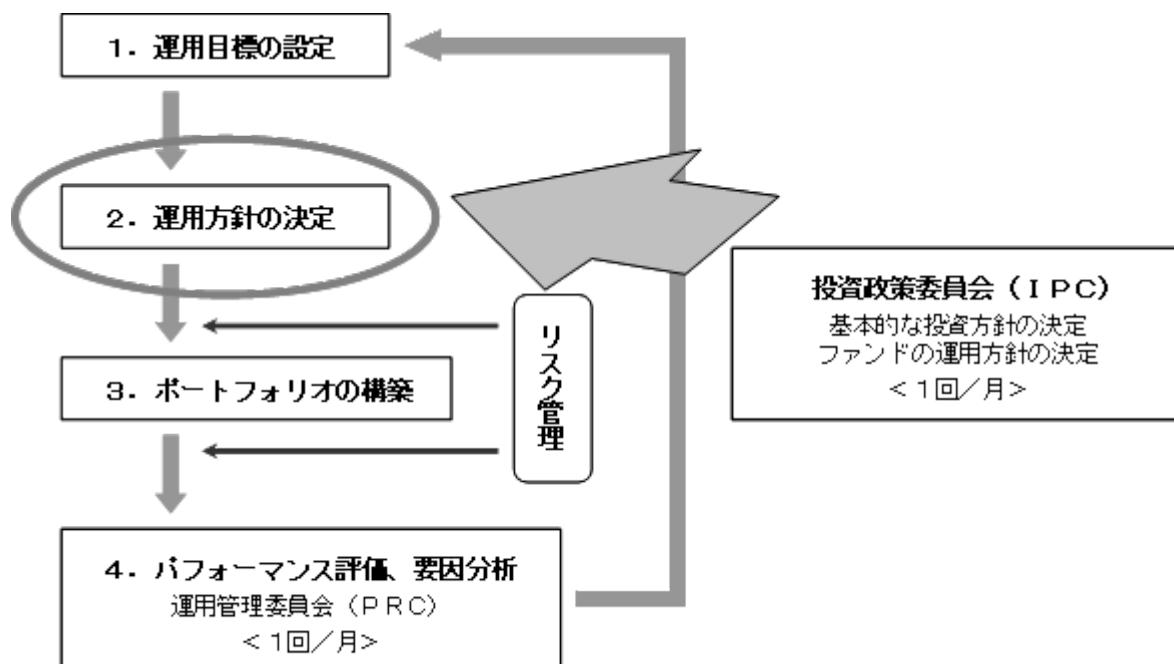
資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

東京海上マネーマザーファンド	
形態	親投資信託
運用方針	内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。
主な投資制限	・株式への投資は、行いません。 ・外貨建資産への投資は、円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限ります。
収益分配	無分配
信託設定日	2008年3月28日
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年8月15日
信託報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社
ベンチマーク	なし

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けてあります。

運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門（5～10名程度）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3. 投資リスク」の「3. 管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2021年9月末日現在）

(4) 【分配方針】

年1回（原則として9月17日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定しま

す。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a.配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b.売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費（）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ()諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。

計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。

分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、お支払いします。なお、分配金を再投資する場合は、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

- a.株式への直接投資は行いません。
- b.外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- c.投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- d.同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

公社債の借入（約款第19条）

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b.上記a.の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d.上記a.の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第20条）

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（約款第21条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信用リスク集中回避のための投資制限（約款第21条の2）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなつた場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金の借入（約款第27条）

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b.一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開

始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3 【投資リスク】

1. 投資リスク

以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

当ファンドは、主に投資信託証券への投資を通じてハイブリッド証券等値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

ハイブリッド証券への投資に伴うリスク

ハイブリッド証券への投資には次のような特有のリスクがあり、信用リスクや流動性リスクは普通社債への投資と比較して相対的に大きいものとなります。

・弁済の劣後リスク

一般的にハイブリッド証券の法的弁済順位は株式に優先し、普通社債に劣後します。したがって、発行体が経営破たん等に陥り、普通社債等が全額支払われない場合、ハイブリッド証券は元利金の支払いを受けられないことがあります。また、ハイブリッド証券は、一般的に普通社債と比較して低い格付が格付機関により付与されていますが、その格付がさらに下落する場合には、ハイブリッド証券の価格が普通社債以上に大きく下落する場合があります。

・トリガーイベントに伴うリスク

ハイブリッド証券には、金融監督当局が発行体を実質破たん状態にあると判断した場合等のトリガーイベントが発生した場合、当該証券の元本が削減されるリスク等があります。この場合、当該証券の価格が大きく下落することがあります。

・繰上償還延期リスク

一般的にハイブリッド証券には、繰上償還（コール）条項が付与されており、この繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。市場環境等の要因によって予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合には、当該証券の価格が大きく下落することがあります。

・利息・配当繰り延べリスク

利息または配当の支払い繰り延べ条項を有するハイブリッド証券は、発行体の財務状況や収益動向等の要因によって、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。この場合、期待されるインカムゲインが得られないこととなり、ハイブリッド証券の価格が下落する可能性があります。

・制度変更等に関わるリスク

将来、ハイブリッド証券にかかる税制の変更や、当該証券市場にとって不利益な制度上の重大な変更等があった場合には、税制上・財務上のメリットがなくなるか、もしくは著しく低下する等の事由により、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

為替変動リスク

<円コース>

主要投資対象である外国投資信託は、原資産通貨売り／円買いの為替ヘッジにより、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、追加設定・解約の影響等により、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、原資産通貨の金利が円金利より高い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場における需給の影響等によっては、金利差相当分以上のヘッジコストがかかる場合があります。

<米ドルコース>

主要投資対象である外国投資信託は、原資産通貨売り／米ドル買いの為替取引を行います。これにより、為替レートの変動の影響を受け、為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。当該為替取引は、追加設定・解約の影響等により、原資産通貨売りの額と米ドル買いの額を完全に一致させることができるものではありません。また、原資産通貨の金利が米ドルの金利より高い場合、これらの金利差相当分のコストがかかります。ただし、為替市場における需給の影響等によっては、金利差相当分以上のコストがかかる場合があります。

各コースの主要投資対象である外国投資信託の組入資産は、米ドルやユーロ等複数の通貨（原資産通貨）で構成されています。外国投資信託における米ドル建以外の組入資産に関しては、原則として原資産通貨売り／米ドル買いの為替取引を行った上で、「日本円クラス」では米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行います。その際、取引のタイミングや金額のずれが生じる場合があり、必ずしも完全な為替ヘッジの効果が得られない場合があります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

特定の業種への集中投資リスク

投資対象とする投資信託証券を通じて、金融機関が発行するハイブリッド証券に集中的に投資するため、幅広い業種に分散投資を行うファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなる場合があります。

金利変動リスク

ハイブリッド証券や公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

一般に、ハイブリッド証券や公社債、短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行なうことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

なお、各コースが実質的に投資対象とするハイブリッド証券は、比較的の流動性が低いため、より流動性の高い資産への投資を行うファンドと比べて、基準価額への影響度合いが大きくなる可能性があります。

2. その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・当ファンドの各コースは、主に投資信託証券への投資を通じてハイブリッド証券等を実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れたハイブリッド証券等の値動きやそれらハイブリッド証券等の発行者の信用状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
- ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

(2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(3) その他の留意点

取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。

一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（申込代金の預り等を含みます。）について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

各コースが投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、当該ファンドを繰上償還させます。

店頭デリバティブ取引等について、規制強化等が行われています。各コースが投資対象とする外国投資信託で行われる為替予約取引が規制強化により、取引の担保として現金等を差し入れることになった場合、現金等を資産の一部として保有することができます。その場合、各コースの実質的な主要投資対象資産の組入比率が低下し、高位に組入れた場合と比較して、期待される投資成果が得られない場合があります。

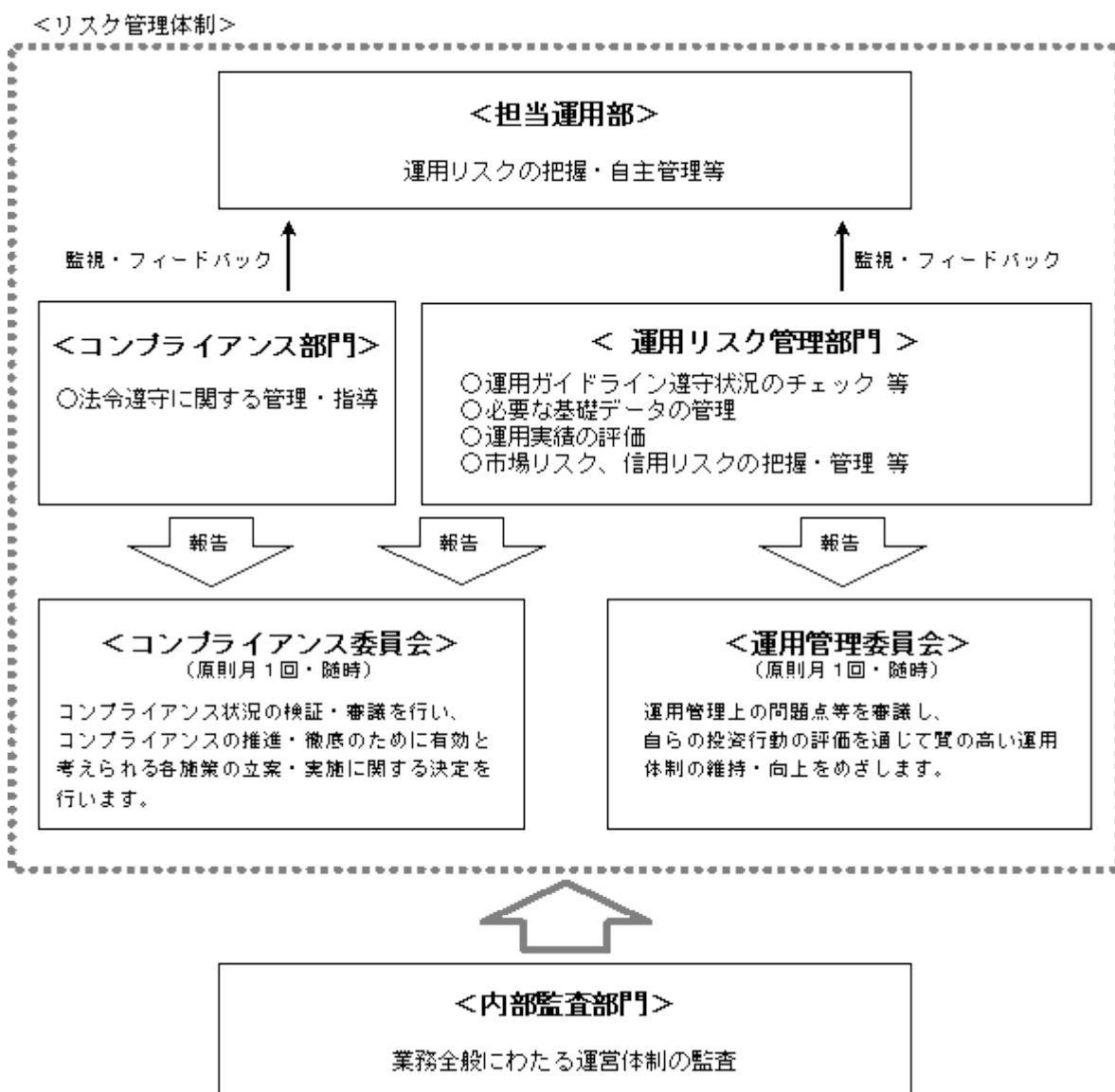
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われるごとに、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

3. 管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。（なお、当ファンドは、比較的流動性の低い資産にも投資するため、流動性リスクにも配慮した管理を行っています。）

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に隨時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。



参考情報

2016年10月～2021年9月

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

円コース（年1回決算型）



※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。



※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

米ドルコース（年1回決算型）



※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

次ページへ続く

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスと指指数名

日本株 TOPIX (東証株価指数) (配当込み)

先進国株 MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 NOMURA-BPI (国債)

先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

指指数について

●TOPIXの指指数および業種は、東京証券取引所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指指数の算出もしくは公表の方針の変更、公表の停止、TOPIXの業種の変更、使用の停止を行なう場合があります。 ●MSCIコクサイ指数の著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンダとは関係なく、ファンダから生じるいかなる責任も負いません。 ●MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンダとは関係なく、ファンダから生じるいかなる責任も負いません。 ●NOMURA-BPI (国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他の一切の権利は、野村證券に帰属します。 ●FTSE世界国債インデックスは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他の一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 ●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

発行価格に3.3%（税抜3%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税等が含まれます。申込手数料は、商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、申込時にご負担いただくものです。収益分配金の再投資により取得する口数については、手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金時（解約時）の手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率1.0153%（税抜0.923%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分（税抜）については以下の通りとします。

委託会社 ^{*1}	販売会社 ^{*2}	受託会社 ^{*3}
年率0.28%	年率0.62%	年率0.023%

* 1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

* 2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

* 3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

当ファンドの信託報酬のほかに、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬の上限は年率1.6923%程度（税込）となります。（本書作成日現在）

<参考情報>当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（本書作成日現在）

投資信託証券の名称	信託報酬率 (年率)
「東京海上ストラテジック・トラスト - 東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド」	0.677%（ ）
「東京海上マネーマザーファンド」	信託報酬はありません

（ ）信託報酬等として受託会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、管理会社、保管銀行ならびに事務代行会社に対して支払われます。ただし、投資対象とする外国投資信託の信託報酬のうち受託会社に支払う報酬（年率0.01%）が10,000米ドルに満たない場合は10,000米ドルとなりますので、外国投資信託の純資産総額によっては上記報酬率を超える場合があります。

上記のほか、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の費用も別途かかります。なお、当ファンドが上記の各投資信託の受益証券を取得するに際しては、申込手数料はかかりません。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.011%（税抜0.01%）を乗じて得た金額（ただし、年66万円（税抜60万円）の1日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用等（全て消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% および地方税5%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（ 1 ）は課税されません。

2037年12月31日までの間、復興特別所得税（所得税15% × 2.1%）が付加されます。

解約時および償還時の差益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した差額）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税対象となります。譲渡所得等については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに解約時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等（特定公社債および公募公社債投信を含みます。）の利子所得および配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに譲渡所得等との間で損益通算を行うことができます。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託や上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得等が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

<法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（ 2 ）超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（ 1 ）は課税されません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

- （ 1 ）「元本払戻金（特別分配金）」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
- （ 2 ）「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

* 上記は、2021年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

5 【運用状況】

以下は2021年9月30日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	142,762,176	98.46
親投資信託受益証券	日本	10,009	0.00
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		2,212,033	1.52
合計（純資産総額）		144,984,218	100.00

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	14,395,254	98.14
親投資信託受益証券	日本	10,009	0.06
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		262,308	1.78
合計（純資産総額）		14,667,571	100.00

（ご参考：親投資信託の投資状況）

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）、東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）が主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

東京海上マネーマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
地方債証券	日本	7,998,940	68.73
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		3,637,934	31.26
合計（純資産総額）		11,636,874	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund JPY Class Units	ケイマン	投資信託受益証券	16,334.3451	8,803	143,791,239	8,740	142,762,176	98.46
2	東京海上マネーマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	9,896	1.0115	10,009	1.0115	10,009	0.00

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund USD Class Units	ケイマン	投資信託受益証券	950.7466	14,935	14,199,400	15,141	14,395,254	98.14
2	東京海上マネーマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	9,896	1.0115	10,009	1.0115	10,009	0.06

b. 投資有価証券の種類

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.46
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.47

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.14
親投資信託受益証券	0.06
合 計	98.21

【投資不動産物件】

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）

該当事項はありません。

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）

該当事項はありません。

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）

該当事項はありません。

(ご参考：親投資信託の投資資産)

投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

東京海上マネーマザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	第13回せたがや区民債	日本	地方債証券	0.100	2021/10/26	5,000,000	99.96	4,998,250	99.98	4,999,300	42.96
2	第14回なごやか市民債	日本	地方債証券	0.080	2021/10/29	3,000,000	99.97	2,999,190	99.98	2,999,640	25.77

b. 投資有価証券の種類

東京海上マネーマザーファンド

種類	投資比率(%)
地方債証券	68.73
合計	68.73

投資不動産物件

東京海上マネーマザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

東京海上マネーマザーファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース(年1回決算型)

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末	(2014年 9月17日)	674	674	1.0556	1.0556
第2計算期間末	(2015年 9月17日)	453	453	1.0627	1.0627
第3計算期間末	(2016年 9月20日)	533	533	1.1175	1.1175
第4計算期間末	(2017年 9月19日)	307	307	1.1561	1.1561
第5計算期間末	(2018年 9月18日)	203	203	1.1144	1.1144
第6計算期間末	(2019年 9月17日)	124	124	1.1854	1.1854
第7計算期間末	(2020年 9月17日)	137	137	1.2394	1.2394
第8計算期間末	(2021年 9月17日)	146	146	1.2811	1.2811
	2020年 9月末日	136		1.2330	
	10月末日	137		1.2377	
	11月末日	140		1.2634	
	12月末日	139		1.2719	
	2021年 1月末日	139		1.2710	
	2月末日	138		1.2568	
	3月末日	137		1.2488	
	4月末日	143		1.2573	
	5月末日	143		1.2588	
	6月末日	144		1.2677	
	7月末日	145		1.2788	
	8月末日	145		1.2801	
	9月末日	144		1.2716	

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース(年1回決算型)

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末	(2014年 9月17日)	27	27	1.1409	1.1409
第2計算期間末	(2015年 9月17日)	33	33	1.2972	1.2972
第3計算期間末	(2016年 9月20日)	22	22	1.1739	1.1739
第4計算期間末	(2017年 9月19日)	49	49	1.3436	1.3436
第5計算期間末	(2018年 9月18日)	17	17	1.3367	1.3367
第6計算期間末	(2019年 9月17日)	26	26	1.4108	1.4108
第7計算期間末	(2020年 9月17日)	21	21	1.4572	1.4572
第8計算期間末	(2021年 9月17日)	14	14	1.5829	1.5829
	2020年 9月末日	21		1.4615	
	10月末日	21		1.4536	
	11月末日	11		1.4742	
	12月末日	11		1.4799	
	2021年 1月末日	11		1.4893	
	2月末日	14		1.5011	

3月末日	15		1.5508	
4月末日	14		1.5420	
5月末日	14		1.5594	
6月末日	14		1.5782	
7月末日	14		1.5797	
8月末日	14		1.5863	
9月末日	14		1.6038	

【分配の推移】

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）
該当事項はありません。

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）
該当事項はありません。

【収益率の推移】

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）

期	計算期間	収益率(%) (分配付)
第1計算期間	2013年11月13日～2014年 9月17日	5.6
第2計算期間	2014年 9月18日～2015年 9月17日	0.7
第3計算期間	2015年 9月18日～2016年 9月20日	5.2
第4計算期間	2016年 9月21日～2017年 9月19日	3.5
第5計算期間	2017年 9月20日～2018年 9月18日	3.6
第6計算期間	2018年 9月19日～2019年 9月17日	6.4
第7計算期間	2019年 9月18日～2020年 9月17日	4.6
第8計算期間	2020年 9月18日～2021年 9月17日	3.4

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）

期	計算期間	収益率(%) (分配付)
第1計算期間	2013年11月13日～2014年 9月17日	14.1
第2計算期間	2014年 9月18日～2015年 9月17日	13.7
第3計算期間	2015年 9月18日～2016年 9月20日	9.5
第4計算期間	2016年 9月21日～2017年 9月19日	14.5
第5計算期間	2017年 9月20日～2018年 9月18日	0.5
第6計算期間	2018年 9月19日～2019年 9月17日	5.5
第7計算期間	2019年 9月18日～2020年 9月17日	3.3
第8計算期間	2020年 9月18日～2021年 9月17日	8.6

(4) 【設定及び解約の実績】

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	2013年11月13日～2014年 9月17日	641,654,574	2,934,669	638,719,905
第2計算期間	2014年 9月18日～2015年 9月17日	237,316,716	448,848,050	427,188,571
第3計算期間	2015年 9月18日～2016年 9月20日	52,265,567	1,879,277	477,574,861
第4計算期間	2016年 9月21日～2017年 9月19日	85,804,018	297,027,374	266,351,505

第5計算期間	2017年 9月20日 ~ 2018年 9月18日	69,376,612	152,718,518	183,009,599
第6計算期間	2018年 9月19日 ~ 2019年 9月17日	6,811,972	84,446,575	105,374,996
第7計算期間	2019年 9月18日 ~ 2020年 9月17日	9,790,876	4,219,083	110,946,789
第8計算期間	2020年 9月18日 ~ 2021年 9月17日	4,190,026	1,133,230	114,003,585

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	2013年11月13日 ~ 2014年 9月17日	24,119,485		24,119,485
第2計算期間	2014年 9月18日 ~ 2015年 9月17日	26,191,212	24,149,274	26,161,423
第3計算期間	2015年 9月18日 ~ 2016年 9月20日	883,808	7,728,124	19,317,107
第4計算期間	2016年 9月21日 ~ 2017年 9月19日	25,806,528	8,075,405	37,048,230
第5計算期間	2017年 9月20日 ~ 2018年 9月18日	4,361,464	28,377,167	13,032,527
第6計算期間	2018年 9月19日 ~ 2019年 9月17日	8,408,752	2,712,610	18,728,669
第7計算期間	2019年 9月18日 ~ 2020年 9月17日	412,627	4,480,871	14,660,425
第8計算期間	2020年 9月18日 ~ 2021年 9月17日	2,412,524	7,939,999	9,132,950

<参考情報>

基準日:2021年9月30日

基準価額・純資産の推移

分配の推移

円コース(年1回決算型)



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。

※基準価額は1万口当たりで表示しています。※設定日は2013年11月13日です。

(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第4期	2017/09/19	0円
第5期	2018/09/18	0円
第6期	2019/09/17	0円
第7期	2020/09/17	0円
第8期	2021/09/17	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

米ドルコース(年1回決算型)



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。

※基準価額は1万口当たりで表示しています。※設定日は2013年11月13日です。

(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第4期	2017/09/19	0円
第5期	2018/09/18	0円
第6期	2019/09/17	0円
第7期	2020/09/17	0円
第8期	2021/09/17	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

次ページへ続く

・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準日:2021年9月30日

主要な資産の状況

資産構成

円コース(年1回決算型)

資産	比率
東京海上ストラテジック・トラストー東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド(日本円クラス)	98.5%
東京海上マネーマザーファンド	0.0%
短期金融資産等	1.5%
合計	100.0%

米ドルコース(年1回決算型)

資産	比率
東京海上ストラテジック・トラストー東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド(米ドルクラス)	98.1%
東京海上マネーマザーファンド	0.1%
短期金融資産等	1.8%
合計	100.0%

※比率は、純資産総額に占める割合です。※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。追加設定の影響等により、マイナスになる場合があります。

東京海上ストラテジック・トラストー東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドの資産状況

※基準価額算定の基準で記載しています。

証券種別構成

証券種類	比率
期限付劣後債	62.7%
永久劣後債	13.0%
優先出資証券	5.9%
その他	18.4%

ハイブリッド証券等の属性情報

残存期間	7.42年
修正デュレーション	6.07
クーポン	3.42%
最終利回り(複利)	1.90%
平均格付	BBB+

組入上位10カ国

	国	比率
1	イギリス	18.9%
2	アメリカ	14.9%
3	フランス	12.8%
4	日本	7.3%
5	オランダ	6.1%
6	オーストラリア	4.8%
7	スペイン	4.6%
8	オーストリア	4.5%
9	ドイツ	4.0%
10	中国	3.5%

格付別構成

格付	比率
AAA格	—
AA格	1.4%
A格	37.9%
BBB格	60.7%
BB格以下	—
無格付	—

通貨別構成

通貨	比率
米ドル	46.0%
ユーロ	41.7%
英ポンド	12.3%

※+・-等の符号は省略して表示しています。

組入上位10銘柄

組入銘柄数: 133銘柄

銘柄	証券種類	クーポン	償還日	国	格付	比率
1 DAI-ICHI LIFE INSURANCE	永久劣後債	5.100%	2024/10/28	日本	A-	2.3%
2 AXA SA	永久劣後債	5.453%	2026/03/04	フランス	BBB+	2.2%
3 GOLDMAN SACHS CAPITAL I	優先出資証券	6.345%	2034/02/15	アメリカ	BBB-	2.2%
4 BPCE SA	期限付劣後債	4.500%	2025/03/15	フランス	A-	2.0%
5 STANDARD CHARTERED PLC	期限付劣後債	4.300%	2027/02/19	イギリス	BBB+	1.9%
6 BANCO SANTANDER MEXICO	その他	5.375%	2025/04/17	スペイン	BBB+	1.6%
7 UNICREDIT SPA	期限付劣後債	2.000%	2024/09/23	イタリア	BBB-	1.6%
8 CHINA CONSTRUCTION BANK	優先出資証券	2.450%	2025/06/24	中国	BBB+	1.6%
9 AUST & NZ BANKING GROUP	期限付劣後債	0.669%	2026/05/05	オーストラリア	A-	1.6%
10 BAWAG GROUP AG	期限付劣後債	2.375%	2024/03/26	オーストリア	BBB	1.4%

※比率は、保有するハイブリッド証券等の時価総額に占める割合です。

※国は、発行体のリスク所在国(資本関連を含む)を記載しています。

※「組入上位10銘柄」の償還日は、線上償還条項が付与されている銘柄は基準日以降最初の線上償還予定日を表示しています(一部銘柄を除く)。

※「ハイブリッド証券等の属性情報」は、保有する各ハイブリッド証券等の数値を加重平均した数値です。保有するハイブリッド証券等の時価評価額を基に計算しています。残存期間、修正デュレーション、最終利回りは、線上償還条項が付与されている銘柄は基準日以降最初の線上償還予定日を使用して計算しています(一部銘柄を除く)。平均格付は、格付毎に点数化し、加重平均した結果を四捨五入して表示しており、ファンドの格付ではありません。また、保有するハイブリッド証券等のうち、格付が取得できない場合は、除外して計算しています。

(注)格付はMoody's社、S&P社、Fitch社のうち、原則として上位の格付を集計、記載しています。

次ページへ続く

- 最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準日: 2021年9月30日

年間収益率の推移

円コース（年1回決算型）



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しており、設定日以降を表示しています。

※設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年末と基準日の騰落率です。

米ドルコース（年1回決算型）



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しており、設定日以降を表示しています。

※設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年末と基準日の騰落率です。

- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、各コースのお申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、取得のお申込みの受付を行いません。
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・ニューヨークの銀行の休業日
 - ・ロンドンの銀行の休業日
 - ・ルクセンブルグの銀行の休業日
- b. 申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。
- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 分配金受取りコース | 分配金を受け取るコースです。 |
| 分配金再投資コース | 分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。 |
- c. 販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。
- d. 取得申込の受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。
- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。
取得申込受付日の翌営業日の基準価額
基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
委託会社のお問い合わせ先（委託会社サービスデスク）
東京海上アセットマネジメント サービスデスク
0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）
- f. 申込手数料は、発行価格に3.3%（税抜3%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- g. 上記にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- i. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。ただし、各コースの解約請求日が以下の日のいずれかに該当する場合には、お申込みの受付を行いません。
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・ニューヨークの銀行の休業日
 - ・ロンドンの銀行の休業日
 - ・ルクセンブルグの銀行の休業日
- d. 解約単位は、販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いします。
- f. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
信託財産留保額はありません。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- l. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権 1 口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上 1 万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外國為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象資産の評価方法>

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日に知りうる直近の日における当該投資信託証券の基準価額で評価します。
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

原則として、2013年11月13日から2026年9月17日までとします。

ただし、後記「(5)その他 信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることができます。

各コースが主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、信託を終了させます。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年9月18日から翌年9月17日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（ ）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。
() 法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより各コースの受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、各コースが主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- d. 上記c.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下d.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. 上記c.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. 上記c.からe.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記b.の規定に基づいて信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の

状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c.からe.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h. 上記g.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更」b.の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- i. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- j. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を使用しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を使用することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

運用報告書

- a. 毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、知れている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。
- b. 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ（<https://www.tokiomarineam.co.jp/>）に掲載します。
- c. 上記b.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合は、交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（<https://www.tokiomarineam.co.jp/>）に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

a. 収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、分配金再投資コースの収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c. 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

d. 買取請求権

一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第8期計算期間(2020年9月18日から2021年9月17日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 [2020年 9月17日現在]	第8期 [2021年 9月17日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,024,717	2,990,182
投資信託受益証券	135,148,292	143,791,239
親投資信託受益証券	10,010	10,009
流動資産合計	<u>138,183,019</u>	<u>146,791,430</u>
資産合計	<u>138,183,019</u>	<u>146,791,430</u>
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	16,759	18,344
未払委託者報酬	655,713	718,113
未払利息	5	3
その他未払費用	7,203	7,904
流動負債合計	<u>679,680</u>	<u>744,364</u>
負債合計	<u>679,680</u>	<u>744,364</u>
純資産の部		
元本等		
元本	+ 110,946,789	+ 114,003,585
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（）	26,556,550	32,043,481
(分配準備積立金)	30,235,261	36,014,128
元本等合計	<u>137,503,339</u>	<u>146,047,066</u>
純資産合計	<u>137,503,339</u>	<u>146,047,066</u>
負債純資産合計	<u>138,183,019</u>	<u>146,791,430</u>

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第7期 自 2019年 9月18日 至 2020年 9月17日	第8期 自 2020年 9月18日 至 2021年 9月17日
営業収益		
受取配当金	7,159,598	7,548,869
受取利息	12	2
有価証券売買等損益	13,988	1,357,054
営業収益合計	7,173,598	6,191,817
営業費用		
支払利息	1,284	574
受託者報酬	33,717	35,753
委託者報酬	1,319,271	1,399,257
その他費用	14,473	15,409
営業費用合計	1,368,745	1,450,993
営業利益又は営業損失()	5,804,853	4,740,824
経常利益又は経常損失()	5,804,853	4,740,824
当期純利益又は当期純損失()	5,804,853	4,740,824
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	104,683	27,216
期首剰余金又は期首次損金()	19,541,564	26,556,550
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,890,671	1,044,576
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,890,671	1,044,576
剰余金減少額又は欠損金増加額	785,221	271,253
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	785,221	271,253
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金()	26,556,550	32,043,481

(金融商品に関する注記)
. 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自 2019年 9月18日 至 2020年 9月17日	第8期 自 2020年 9月18日 至 2021年 9月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に隨時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,2394円 12,394円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,2811円 12,811円)
---------------------------	---------------------	---------------------------	---------------------

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund JPY Class Units	16,334.3451	143,791,239	
投資信託受益証券 合計		16,334.3451	143,791,239	
親投資信託 受益証券	東京海上マネーマザーファンド	9,896.0000	10,009	
親投資信託受益証券 合計		9,896.0000	10,009	
	合計	26,230.3451	143,801,248	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 [2020年 9月17日現在]	第8期 [2021年 9月17日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	522,832	321,954
投資信託受益証券	20,938,226	14,199,400
親投資信託受益証券	10,010	10,009
流動資産合計	<u>21,471,068</u>	<u>14,531,363</u>
資産合計	21,471,068	14,531,363
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	2,661	1,856
未払委託者報酬	103,605	72,096
未払利息	1	-
その他未払費用	1,080	736
流動負債合計	<u>107,347</u>	<u>74,688</u>
負債合計	107,347	74,688
純資産の部		
元本等		
元本	1 14,660,425	1 9,132,950
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（　）	6,703,296	5,323,725
（分配準備積立金）	<u>3,019,375</u>	<u>2,108,119</u>
元本等合計	<u>21,363,721</u>	<u>14,456,675</u>
純資産合計	21,363,721	14,456,675
負債純資産合計	21,471,068	14,531,363

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期 自 2019年 9月18日 至 2020年 9月17日	第8期 自 2020年 9月18日 至 2021年 9月17日
営業収益		
受取配当金	1,346,822	898,112
有価証券売買等損益	259,257	461,173
営業収益合計	1,087,565	1,359,285
営業費用		
支払利息	101	21
受託者報酬	5,673	3,797
委託者報酬	221,511	147,663
その他費用	2,302	1,492
営業費用合計	229,587	152,973
営業利益又は営業損失（）	857,978	1,206,312
経常利益又は経常損失（）	857,978	1,206,312
当期純利益又は当期純損失（）	857,978	1,206,312
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（）	194,374	155,869
期首剰余金又は期首次損金（）	7,694,392	6,703,296
剰余金増加額又は欠損金減少額	187,575	1,209,822
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	187,575	1,209,822
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,842,275	3,639,836
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,842,275	3,639,836
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（）	6,703,296	5,323,725

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第8期 自 2020年 9月18日 至 2021年 9月17日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第8期 自 2020年 9月18日 至 2021年 9月17日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第7期 [2020年 9月17日現在]	第8期 [2021年 9月17日現在]
1. 1 期首元本額	18,728,669円	14,660,425円
期中追加設定元本額	412,627円	2,412,524円
期中一部解約元本額	4,480,871円	7,939,999円
2. 1 計算期間末日における受益権の総数	14,660,425口	9,132,950口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 2019年 9月18日 至 2020年 9月17日	第8期 自 2020年 9月18日 至 2021年 9月17日
<p>1 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,042,167円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(4,685,521円)及び分配準備積立金(1,977,208円)より、分配対象額は7,704,896円(1万口当たり5,255.56円)でありますが、分配を行っておりません。</p>	<p>1 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(677,647円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,439,381円)及び分配準備積立金(1,430,472円)より、分配対象額は5,547,500円(1万口当たり6,074.15円)でありますが、分配を行っておりません。</p>

(金融商品に関する注記)
. 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自 2019年 9月18日 至 2020年 9月17日	第8期 自 2020年 9月18日 至 2021年 9月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に隨時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

. 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期 [2020年 9月17日現在]	第8期 [2021年 9月17日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品について は、短期間で決済され、時価 は帳簿価額と近似しているた め、当該帳簿価額を時価とし ております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第7期 (自 2019年9月18日 至 2020年9月17日)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	374,684円
親投資信託受益証券	1円
合計	374,683円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第8期 (自 2020年9月18日 至 2021年9月17日)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	429,598円
親投資信託受益証券	1円
合計	429,597円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第7期 [2020年 9月17日現在]	第8期 [2021年 9月17日現在]
------------------------	------------------------

1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,4572円 14,572円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,5829円 15,829円)
---------------------------	---------------------	---------------------------	---------------------

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund USD Class Units	950.7466	14,199,400	
投資信託受益証券 合計		950.7466	14,199,400	
親投資信託 受益証券	東京海上マネーマザーファンド	9,896.0000	10,009	
親投資信託受益証券 合計		9,896.0000	10,009	
	合計	10,846.7466	14,209,409	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（ご参考）

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）は「Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund JPY Class Units」を、米ドルコース（年1回決算型）は「USD Class Units」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はこれらファンドの受益証券です。

また、東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）、米ドルコース（年1回決算型）は、「東京海上マネーマザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、これら投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund」の状況

当投資信託は、ケイマンの法律に基づき設立された複数の通貨クラスを持つ円建て外国投資信託です。同ファンドの財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成され、独立監査人の監査を受けております。以下に記載した情報は、委託会社が同投資信託の管理会社である Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. から入手した2021年2月28日現在の財務書類の一部を抜粋・翻訳したものです。

なお、開示情報につきましては、各通貨クラスを合算した単位（Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund）の純資産計算書、重要な会計方針に関する注記、及び投資有価証券明細表を掲載しております。

(1)純資産計算書

2021年2月28日現在

金額（円）

資産：

投資有価証券（取得原価）	35,328,338,693
未実現利益	2,315,556,543
投資有価証券（時価）	37,643,895,236
現預金	495,002,159
プローカーへの預け金	6,392,400
未収利息	428,208,111
追加設定に係る未収入金	50,437,337
為替予約取引に係る未実現利益	512,760,192
資産合計	39,136,695,435

負債：

未払費用	69,924,365
未払解約金	20,000,000
為替予約取引に係る未実現損失	819,873,610
その他負債	11,440,691
負債合計	921,238,666

純資産総額	38,215,456,769
--------------	-----------------------

各通貨クラスの基準価額

Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund

AUD Class Units	8,429
Resources Currency Basket Class Units	5,001
BRL Class Units	2,271

EUR Class Units		11,675
JPY Class Units		8,863
MXN Class Units		5,154
RUB Class Units		3,585
TRY Class Units		1,576
USD Class Units		14,617

(2)重要な会計方針に関する注記

当財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成しております。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は当座預金の現金から成っております。

有価証券の評価

株式市場に上場又は組織的市場で取引されている有価証券については、当該株式市場又は組織的市場における入手可能な最終相場にて評価しています。ただし、関連する株式市場以外又は店頭市場においてプレミアム価格やディスカウント価格により取得又は取引された銘柄については、評価日におけるプレミアムやディスカウントの水準を考慮して評価します。

非上場有価証券については、ファンドマネジャーが適切だと判断する、直近に行われた同銘柄又は類似した銘柄の取引や、プローカーや評価機関から入手した評価情報を考慮に入れ、ファンドマネジャーが誠実に判断した公正な市場価格にて評価しています。

有価証券取引

有価証券取引は約定日に計上しています。オプション、先物及び債券の実現損益は、平均原価法を用いて算出しています。

外貨取引

当ファンドの基準通貨は日本円です。

外貨建資産及び負債は期末日現在に適用される為替レートで日本円に換算しています。外貨取引については、約定日に適用される為替レートで日本円に換算しています。

2021年2月28日現在の為替レートは下記のとおりです。

1 USD =	1.291656 AUD	1 JPY =	0.009386 USD
1 USD =	5.573050 BRL	1 JPY =	0.006714 GBP
1 USD =	6.460000 CNY	1 JPY =	0.007733 EUR
1 USD =	0.823859 EUR	1 JPY =	0.012124 AUD
1 USD =	0.715256 GBP		
1 USD =	14,240.000000 IDR		
1 USD =	106.540000 JPY		
1 USD =	20.910500 MXN		
1 USD =	74.537500 RUB		
1 USD =	7.418000 TRY		
1 USD =	15.146250 ZAR		

利息配当の認識

受取利息については発生主義に基づき計上しています。

(3)投資有価証券明細表

2021年2月28日現在
(単位：円)

株式以外の有価証券

発行国 銘柄名	通貨	額面金額	簿価金額	評価金額	投資 比率 (%)
------------	----	------	------	------	-------------------

GOLDMAN SACHS CAPITAL I 6.345% 02/15/2034	USD	5,150,000	718,749,937	764,120,599	2.01%
HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP INC/THE FRN 02/12/2047	USD	1,740,000	187,797,158	175,248,606	0.46%
HSBC BANK USA NA 7% 01/15/2039	USD	3,000,000	413,185,215	482,290,601	1.26%
JPMORGAN CHASE & CO. FRN 05/13/2031	USD	3,400,000	360,570,015	377,504,249	0.99%
LEXINGTON REALTY TRUST 2.7% 09/15/2030	USD	1,350,000	143,416,924	144,864,570	0.38%
METLIFE INC 6.4% 12/15/2036	USD	2,000,000	253,434,756	268,480,801	0.70%
MORGAN STANLEY 3.95% 04/23/2027	USD	3,010,000	332,483,716	362,406,572	0.95%
NASDAQ INC 3.25% 04/28/2050	USD	900,000	95,011,345	95,297,260	0.25%
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP INC. FRN 05/15/2055	USD	1,850,000	188,914,600	193,896,142	0.51%
PRUDENTIAL FINANCIAL INC FRN 06/15/2043	USD	4,150,000	390,045,442	474,231,596	1.24%
SYNOVUS BANK GA FRN 10/29/2030	USD	1,750,000	183,408,741	198,030,693	0.52%
TRUIST BANK FRN 09/17/2029	USD	5,000,000	535,800,014	561,860,001	1.47%
		8,248,721,850	8,835,703,834	23.12%	
TOTAL INVESTMENTS IN SECURITIES			35,328,338,693	37,643,895,236	98.50%

「東京海上マネーマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	[2020年 9月17日現在]	[2021年 9月17日現在]	
		金額(円)	金額(円)	
資産の部				
流動資産				
コール・ローン		4,444,478	3,634,915	
地方債証券		9,903,276	7,998,840	
未収利息		6,876	1,048	
前払費用		13,963	1,775	
流動資産合計		14,368,593	11,636,578	
資産合計		14,368,593	11,636,578	
負債の部				
流動負債				
未払利息		8	3	
流動負債合計		8	3	
負債合計		8	3	
純資産の部				
元本等				
元本	1	14,203,918	11,504,340	
剰余金				
剰余金又は欠損金()		164,667	132,235	
元本等合計		14,368,585	11,636,575	
純資産合計		14,368,585	11,636,575	
負債純資産合計		14,368,593	11,636,578	

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2020年 9月18日 至 2021年 9月17日
有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

自 2020年 9月18日 至 2021年 9月17日
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	[2020年 9月17日現在]	[2021年 9月17日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	10,687,958円	14,203,918円
同期中における追加設定元本額	21,508,300円	85,054,364円
同期中における一部解約元本額	17,992,340円	87,753,942円
同期末における元本額	14,203,918円	11,504,340円
元本の内訳*		
東京海上・東南アジア株式ファンド	1,100,000円	1,100,000円
東京海上・アジア中小型成長株ファンド	1,100,000円	1,100,000円
大和マイクロファイナンス・ファンド	992,261円	円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）円コース（毎月分配型）	991,474円	991,474円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）	9,915円	9,915円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ユーロコース（毎月分配型）	9,915円	9,915円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）	991,474円	991,474円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ブラジル・レアルコース（毎月分配型）	991,474円	991,474円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）資源国通貨バスケットコース（毎月分配型）	9,915円	9,915円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）マネーブール・ファンド	4,970,864円	3,263,547円

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月分配型）	9,898円	9,898円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月分配型）	9,898円	9,898円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月分配型）	9,898円	9,898円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）	9,896円	9,896円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）	9,896円	9,896円
東京海上・米国優先リートファンド（為替プレミアム）	989,316円	989,316円
東京海上Roggeグローバルインフラ・ハイイールド債ファンド（為替ヘッジなし）（毎月決算型）	494,511円	494,511円
東京海上Roggeグローバルインフラ・ハイイールド債ファンド（為替ヘッジなし）（年2回決算型）	494,511円	494,511円
東京海上Roggeグローバルインフラ・ハイイールド債ファンド（為替ヘッジあり）（毎月決算型）	494,511円	494,511円
東京海上Roggeグローバルインフラ・ハイイールド債ファンド（為替ヘッジあり）（年2回決算型）	494,511円	494,511円
東京海上・がんとたかう投信（為替ヘッジなし）（年1回決算型）	9,890円	9,890円
東京海上・がんとたかう投信（為替ヘッジあり）（年1回決算型）	9,890円	9,890円
計	14,203,918円	11,504,340円
2. 1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	14,203,918口	11,504,340口

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)
. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2019年 9月18日 至 2020年 9月17日	自 2020年 9月18日 至 2021年 9月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に隨時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

. 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2020年 9月17日現在]	[2021年 9月17日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左

	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品について は、短期間で決済され、時価 は帳簿価額と近似しているた め、当該帳簿価額を時価とし ております。	(3)有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2019年9月18日 至 2020年9月17日)

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
地方債証券	3,481円
合計	3,481円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2020年8月18日から2020年9月17日まで)を指しております。

(自 2020年9月18日 至 2021年9月17日)

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
地方債証券	1,400円
合計	1,400円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2021年8月17日から2021年9月17日まで)を指しております。

(1口当たり情報に関する注記)

[2020年 9月17日現在]	[2021年 9月17日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.0116円 (10,116円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.0115円 (10,115円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	第13回せたがや区民債	5,000,000	4,999,200	
	第14回なごやか市民債	3,000,000	2,999,640	
地方債証券 合計		8,000,000	7,998,840	
合計		8,000,000	7,998,840	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- 1 . 名義書換
該当事項はありません。
- 2 . 受益者に対する特典
特典はありません。
- 3 . 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
- 4 . 受益権の譲渡
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- 5 . 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- 6 . 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- 7 . 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。
- 8 . 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

2021年9月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した運用リスク管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、運用リスク管理部門担当役員を委員長としリスク管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2021年9月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	170	2,925,642
単位型公社債投資信託	2	5,195
単位型株式投資信託	11	39,647
合計	183	2,970,485

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 . 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 . 当社は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、第36期事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

評価・換算差額等	3,177	6,393
その他有価証券評価差額金	3,177	6,393
純資産合計	22,962,634	25,505,715
負債・純資産合計	28,819,517	31,886,757

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第36期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	16,536,369	17,997,091
運用受託報酬	9,077,029	9,745,973
投資助言報酬	60,786	59,827
その他営業収益	412,354	453,173
営業収益計	26,086,540	28,256,066
営業費用		
支払手数料	7,818,291	8,444,858
広告宣伝費	254,153	233,667
調査費	5,425,141	6,150,198
調査費	2,525,312	2,540,308
委託調査費	2,899,828	3,609,889
委託計算費	122,584	118,443
営業雑経費	285,550	278,728
通信費	35,052	44,106
印刷費	205,117	189,670
協会費	24,696	26,080
諸会費	12,157	10,102
図書費	8,525	8,768
営業費用計	13,905,720	15,225,895
一般管理費		
給料	3,509,999	3,799,821
役員報酬	112,566	129,108
給料・手当	2,541,727	2,761,131
賞与	855,706	909,581
交際費	17,797	4,415
寄付金	5,833	3,449
旅費交通費	174,094	13,735
租税公課	164,117	170,294
不動産賃借料	375,694	375,691
退職給付費用	466,387	156,614
賞与引当金繰入	244,679	273,836
固定資産減価償却費	118,517	139,782
法定福利費	580,893	596,481
福利厚生費	9,971	10,114
諸経費	482,967	394,336
一般管理費計	6,150,953	5,938,574
営業利益	6,029,866	7,091,595
営業外収益		
受取利息	434	455
受取配当金	* 1 4,704	* 1 7,512
匿名組合投資利益	* 1 39,334	* 1 60,878
雑益	10,094	9,958
営業外収益計	54,568	78,804
営業外費用		
為替差損	15,577	44,450
雑損	5,174	5,811
営業外費用計	20,752	50,261
経常利益	6,063,682	7,120,138

特別損失

器具備品除却損	545	0
特別損失計	545	0
税引前当期純利益	6,063,137	7,120,138
法人税、住民税及び事業税	2,044,481	2,197,641
法人税等調整額	188,875	14,721
法人税等合計	1,855,605	2,182,919
当期純利益	4,207,531	4,937,219

(3)【株主資本等変動計算書】

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金		利益剰余金				
	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金		特別償却 準備金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	16	16	17,875,907
当期変動額							
剩余金の配当							2,017,644
特別償却準備金の取崩					16	16	
当期純利益							4,207,531
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	16	2,189,903
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	0	0	20,065,811

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
	利益剰余金 合計					
当期首残高	18,375,924	20,775,924	2,096	2,096	20,778,021	
当期変動額						
剩余金の配当	2,017,644	2,017,644			2,017,644	
特別償却準備金の取崩	-	-			-	
当期純利益	4,207,531	4,207,531			4,207,531	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			5,273	5,273	5,273	
当期変動額合計	2,189,887	2,189,887	5,273	5,273	2,184,613	
当期末残高	20,565,811	22,965,811	3,177	3,177	22,962,634	

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金		利益剰余金				
	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金		特別償却 準備金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	0	0	20,065,811
当期変動額							
剩余金の配当							2,403,708
特別償却準備金の取崩					0	0	0
当期純利益							4,937,219
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	0	0	2,533,511
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	0	0	22,599,322

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
	利益剰余金 合計					
当期首残高	20,565,811	22,965,811	3,177	3,177	22,962,634	
当期変動額						
剩余金の配当	2,403,708	2,403,708			2,403,708	
特別償却準備金の取崩	-	-			-	
当期純利益	4,937,219	4,937,219			4,937,219	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			9,570	9,570	9,570	
当期変動額合計	2,533,511	2,533,511	9,570	9,570	2,543,081	
当期末残高	23,099,322	25,499,322	6,393	6,393	25,505,715	

注記事項**(重要な会計方針)**

第36期
自 2020年4月1日
至 2021年3月31日

1. 有価証券の評価基準及び評価方法**(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券**

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法**(1) 有形固定資産**

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

4. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（重要な会計上の見積り）

第36期

自 2020年4月1日

至 2021年3月31日

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

（未適用の会計基準等）

第36期

自 2020年4月1日

至 2021年3月31日

- 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- 「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定期

2022年3月期の期首より適用予定期であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

第35期 2020年3月31日現在	第36期 2021年3月31日現在
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物 114,303千円	建物 148,089千円
器具備品 364,003千円	器具備品 458,314千円

(損益計算書関係)

第35期 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	第36期 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
* 1 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。	* 1 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。
関係会社からの受取配当金 2,400千円	関係会社からの受取配当金 2,000千円
関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配 39,334千円	関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配 60,878千円

(株主資本等変動計算書関係)

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	2019年4月1日 現在	増加	減少	2020年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2019年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	2,017,644千円
(ロ) 1株当たり配当額	52,680円
(ハ) 基準日	2019年3月31日
(二) 効力発生日	2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	2,403,708千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	62,760円
(二) 基準日	2020年3月31日
(ホ) 効力発生日	2020年6月26日

第36期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	2020年4月1日 現在	増加	減少	2021年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2020年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	2,403,708千円
(ロ) 1株当たり配当額	62,760円
(ハ) 基準日	2020年3月31日
(二) 効力発生日	2020年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年6月30日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	4,937,214千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	128,909円
(二) 基準日	2021年3月31日
(ホ) 効力発生日	2021年6月30日

(金融商品関係)

1 . 金融商品の状況に関する事項

第35期 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	第36期 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左
(2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。	(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左
(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。 投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。 流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。	(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 同左 市場リスク 同左 流動性リスク 同左

2 . 金融商品の時価等に関する事項

1．子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 31,200千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

(単位：千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	32,071	27,816	4,254
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	33,538	42,372	8,834
合計	65,610	70,189	4,579

**3．当事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。**

1．子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 71,200千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

(単位：千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	37,407	27,442	9,964
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	12,070	12,820	749
合計	49,477	40,262	9,214

**3．当事業年度中に売却したその他有価証券
同左**

(退職給付関係)

第35期

自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

当社は当事業年度より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	378,099千円
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	319,413千円
勤務費用	70,137千円
利息費用	1,378千円
数理計算上の差異の発生額	11,130千円
退職給付の支払額	9,404千円
確定拠出年金制度への移管額	9,212千円
退職給付債務の期末残高	739,283千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
非積立型制度の退職給付債務	739,283千円
未積立退職給付債務	739,283千円
未認識数理計算上の差異	11,130千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	750,413千円
退職給付引当金	750,413千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	750,413千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	70,137千円
利息費用	1,378千円
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	319,413千円
その他	9,272千円
確定給付制度に係る退職給付費用	400,202千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 0.4%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、66,184千円であります。

第36期
自 2020年4月1日
至 2021年3月31日

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	739,283千円
勤務費用	69,269千円
利息費用	2,907千円
数理計算上の差異の発生額	8,451千円
退職給付の支払額	19,300千円
退職給付債務の期末残高	800,611千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
非積立型制度の退職給付債務	800,611千円
未積立退職給付債務	800,611千円
未認識数理計算上の差異	1,565千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	802,176千円
退職給付引当金	802,176千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	802,176千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	69,269千円
利息費用	2,907千円
数理計算上の差異の費用処理額	1,113千円
その他	12,353千円
確定給付制度に係る退職給付費用	83,417千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 0.4%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、73,196千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第35期 (2020年3月31日現在)	第36期 (2021年3月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金	229,776千円	245,626千円
未払金	3,802千円	3,859千円
賞与引当金	74,920千円	83,848千円
未払法定福利費	9,935千円	10,817千円
未払事業所税	3,672千円	3,840千円
未払事業税	70,737千円	81,915千円
未払調査費	82,822千円	79,792千円
減価償却超過額	124,870千円	86,208千円
繰延資産超過額	3,293千円	6,297千円
未払確定拠出年金	1,666千円	1,901千円

未収実績連動報酬	21,260千円	31,761千円
その他有価証券評価差額金	1,402千円	-
未払費用	95,799千円	101,413千円
繰延税金資産小計	723,961千円	737,281千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	723,961千円	737,281千円
繰延税金負債		
特別償却準備金	0千円	0千円
その他有価証券評価差額金	-	2,821千円
繰延税金負債合計	0千円	2,821千円
繰延税金資産の純額	723,961千円	734,459千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第35期 (2020年3月31日現在)	第36期 (2021年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

(セグメント情報等)

第35期 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	第36期 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
<p>[セグメント情報]</p> <p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。</p> <p>当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p>	<p>[セグメント情報]</p> <p>同左</p>

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が
損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記
載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
23,387,535	2,699,004	26,086,540

(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ご
とに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸
借対照表の有形固定資産の金額の90%を超
えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(1) 投資信託の名称

東京海上・円資産バランスファンド（毎月決
算型）

(2) 委託者報酬

5,339,902千円

(3) 関連するセグメント名

投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附
帯業務を集約した单一セグメント

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

同左

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の
営業収益の90%を超えるため、記載を省略し
ております。

(2) 有形固定資産

同左

3. 主要な顧客ごとの情報

(1) 投資信託の名称

東京海上・円資産バランスファンド（毎月決
算型）

(2) 委託者報酬

5,399,003千円

(3) 関連するセグメント名

投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附
帯業務を集約した单一セグメント

(関連当事者情報)

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

重要な取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第36期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要な取引はありません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

- (1) 親会社情報
東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

- (2) 重要な関連会社の要約財務情報
重要な関連会社はありません。

（1株当たり情報）

第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
1株当たり純資産額	599,546円59銭
1株当たり当期純利益金額	109,857円21銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
 (注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	22,962,634千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る当期末の純資産額	22,962,634千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	4,207,531千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益金額	4,207,531千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

第36期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
1株当たり純資産額	665,945円58銭
1株当たり当期純利益金額	128,909円11銭

なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

貸借対照表の純資産の部の合計額	25,505,715千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る当期末の純資産額	25,505,715千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株

1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益金額	4,937,219千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益金額	4,937,219千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ・資本金の額 324,279百万円（2021年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円（2021年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額()	事業の内容
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

() 2021年3月末日現在

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

資本関係はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、当ファンドに係る以下の書類を関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	2020年12月17日
	2021年6月17日
有価証券報告書	2020年12月17日
半期報告書	2021年6月17日

独立監査人の監査報告書

2021年6月3日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 奈良昌彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に

注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月4日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース(年1回決算型)の2020年9月18日から2021年9月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース(年1回決算型)の2021年9月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月4日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）の2020年9月18日から2021年9月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）の2021年9月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。